

<議員定数>

【31年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 21人→20人 (▲1人)

【27年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 22人→21人 (▲1人)

【19年4月の一般選挙適用】

●議員定数の削減 28人→22人 (▲6人)

<議員報酬>

【5年5月～】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【5年1月～4月】

●議員報酬の削減▲15%

【2年9月～4年12月】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【2年6月～8月】

●議員報酬の削減▲20%

【23年4月～】

●議員報酬の削減引き続き▲10%

【21年4月～23年3月】

●議員報酬の削減 ▲3% → ▲10%

<政務活動費（旧政務調査費）>

【29年4月】

- 交付月額を5.5万円から4.5万円に減額

【27年5月】

- 公開化

①公開の方法と対象

- (1)ホームページ・・・収支報告書
- (2)情報コーナー・・・収支報告書、領収書、会計帳簿等

②公開予定時期

- (1)25年度分・・・・・・・・27年5月
- (2)26年度分以降・・・・次年度の7月

【26年4月】

- 交付月額を4.5万円から5.5万円に増額

【25年4月】

- 政務活動費への名称変更
- 「透明性の確保」の規定
- 充当科目の追加

【20年4月】

- 交付対象を会派及び会派に属さない議員から議員個人に変更
- 収支報告書への領収書等添付の義務づけ
- 交付月額を6万円から4.5万円に減額
- 使途基準の見直し